

金融機能再生のための緊急措置に関する
法律第13条に基づく報告書（補遺）

平成14年3月15日

新潟商銀信用組合

金融整理管財人 羽 瀧 一 郎

金融整理管財人 鶴 巻 克 恕

I はじめに

新潟商銀信用組合は、平成12年8月25日、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（以下「金融再生法」という）第68条第1項に基づく申出を金融再生委員会に行い、同日、同委員会より金融再生法第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を受けました。

金融整理管財人は、就任後直ちに調査作業を開始し、平成13年2月6日付で、金融再生法第13条に基づき、内閣総理大臣に対し報告書を提出致しました。

本報告書は、金融整理管財人が、金融再生法第18条に基づき実施した当組合の旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追及に関する調査及び措置について、上記報告書の補遺として提出するものです。

II 旧経営陣に対する責任追及に関する調査

第1 調査にあたって

1 金融整理管財人は、旧経営陣である理事若しくは監事又はこれらの者であった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人団による内部調査委員会を設置し、必要に応じて預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じて、法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりました。

まず、第1次調査として、延滞を生じている全貸出先を対象に実態調査を行い、問題案件の絞り込みを実施したところ、問題と認められる貸出先グループ企業数件が浮かび上がりました。

これらについて、旧役員等に対する個別のヒアリングのほか、伝票等の精査による資金トレースを実施したところ、権泰珠元理事長との親族関係ないしこれに準ずる特別な関係のもとでの情実融資と認められるグループ企業については、経営責任追及の検討に値するものと認められました。

2 上記グループ企業への融資案件につき、借入申込書・稟議書・伝票等の調査、担保及び保証人関係調査、さらに公認会計士の協力を得て、関連会社を含めた財務分析等の調査を実施しました。

なお、同グループ企業を中心会社は、いずれも民事再生法申立手続きがなされて破綻し、当組合が破綻する直接の契機となった事象でもあり、この特定グループ企業に対する融資案件について、民事、刑事両方の観点から責任の存否を調査してまいりました。

第2 調査結果

調査の結果、以下の事実が明らかになりました。

- 1 地区外非組合員の特定企業に対し、これに対する便宜を図るべく、権泰珠元理事長自らが自己に対し、融資を実行していました。

また、同社の組合員資格を仮装するため、権泰珠の自宅に同社の支店登記をし、同社に対する融資を実行していました。

その後、権泰珠は同社の代表取締役役に就任し、長男を同社取締役役に、妻を監査役に就任させ、さらに長男を同社の経営するパチンコ店店長として勤務させるなど、権泰珠が、同社の利益はもちろん、自身の利益をも図っていたものと認められました。

- 2 杜撰な融資審査

融資にあたっての事業計画が杜撰であったにもかかわらず、権泰珠及び李日出元専務理事は、同計画を具体的に審査せず、融資先の資産、負債、資金繰りの状況等の経営内容を詳細に調査することなく、また、担保不足、保証人の支払能力不足を承知のうえで、融資を実行したものと認められました。

- 3 貸出金限度額規制違反

貸出金限度額規制を大きく超える法令違反融資案件が認められました。

- 4 自己取引に関する理事会承認の欠如

理事長権泰珠に対する融資や、融資先代表者が当組合理事であるにもかかわらず、これらの融資について理事会の事前承認（中企法第38条）がなされていなかった案件が認められました。

- 5 上記以外にも、権泰珠及び李日出が融資決裁、承認した案件で、稟議書に資金使途等の記載が明確でなく、貸出先企業の決算書等を十分に審査をしないまま、担保等の保全措置が十分に講じられていない案件が認められました。

Ⅲ 旧経営陣に対する責任追及に関する措置

第1 刑事責任追及についての措置

上記企業に対する一部融資について、自己及び同社の利益を図る目的をもって、十分な債権保全措置等を講ずることなく融資を実行し、組合に多額の損害を与えたとして、当組合破綻前に前役員が権泰珠元理事長及び李日出元専務理事を刑事告訴しております。

金融整理管財人としては、捜査当局の捜査結果を見守るとともに、預金保険機構等関係先との協議、情報交換を通じ、当組合の旧経営陣

に対し具体的な金融犯罪に該当する刑事告訴等、訴追請求を行うべき事案があるかどうかについて慎重に調査・検討を続け、捜査当局に対し、情報及び資料提供を継続してまいりました。

第2 民事責任追及についての措置

明らかに理事の善管注意義務・忠実義務違反に基づく損害賠償をなすべき、以下の融資案件については、責任追及弁護士を構成し、鋭意検討を重ねた結果、現段階では、以下の措置を講ずることとなりました。

- 1 平成14年3月8日、権泰珠元理事長及び李日出元専務理事2名を被告として、権泰珠自身及び当組合貸出取引先であるグループ企業に対する合計5億9210万円の融資案件につき、損害残金3億9806万円のうち内金2億円の損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に提起しました。

(事件番号 新潟地方裁判所平成14年(ワ)第125号)

IV 旧経営陣に対する損害賠償等責任追及の処理

旧経営陣に対する損害賠償責任は、当組合の事業譲渡前に一部提訴をするに至り、なお現に捜査当局により捜査中の案件を含め、㈱整理回収機構において、引き続き責任追及を遂行し得るために、従前の調査資料を同社に引き継いだうえ、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を同社に譲渡いたします。

以 上